

表236 興行場衛生検査

注) 興行場法施行条例に基づき、<客席>炭酸ガス含有率は100万分の1,500以下、浮遊粉じん量は0.2mg/m³以下、客席温度は17℃以上・28℃以下、相対湿度は30%以上・80%以下、気流は0.5m/秒以下、照度は1501ux以上、<ロビー、休憩室、廊下、階段、便所の床面>照度は1501ux以上、<出入口、売店、入場券売場の床面から85cmの高さ>照度は3001ux以上<上演中等客席の床面>照度は0.21ux以上を適とした。

資料：健康安全室

表237 公衆浴場衛生検査

原湯・原水・上がり用湯・上がり用水 (水道水以外)												入浴者が利用する場所の床面			水素イオン濃度	遊離残留塩素濃度	電気伝導度	温	水	一般	細菌群	大腸菌群	レジオネラ属菌
水素イオン濃度			過マンガン酸カリウム消費量			大腸菌群			レジオネラ属菌			照 度											
総数	適	不適	総数	適	不適	総数	適	不適	総数	適	不適	総数	適	不適	総数	適	不適	総数	適	不適			
12	10	2	-	-	-	-	-	-	5	5	-	578	576	2	108	15	2	75	127	15	11		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	575	573	2	39	6	-	39	39	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	2	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	15	7	-		
12	10	2	-	-	-	-	-	-	5	5	-	3	3	-	13	7	-	11	2	-	2		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	2	2	23	25	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	-	-	-	29	-	-		

注) 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例及び公衆浴場法施行細則に基づき、<浴槽水>遊離残留塩素濃度は0.2mg/L以上・1.0mg/L以下、濁度は5度以下、過マンガン酸カリウム消費量は25mg/L以下、大腸菌群は1個/mL以下、レジオネラ属菌は不検出(10cfu/100mL未満)、<原湯、原水、上り用湯、上り用水(水道水以外)>色度は5度以下、濁度は2度以下、過マンガン酸カリウム消費量は10mg/L以下、水素イオン濃度は5.8以上8.6以下、大腸菌群は50mL中に不検出、レジオネラ属菌は不検出(10cfu/100mL)、<入浴者が利用する場所の床面>照度は30lux以上を適とした

以上を過とした。